

県内の遺跡・遺物34

はちまんばやしかん が

八幡林官衙遺跡出土遺物（平成9年 県指定）

遺跡所在地：三島郡和島村大字島崎・両高字八幡林

八幡林官衙遺跡は信濃川支流、島崎川流域の谷に突き出た低い丘陵上とそれを取り巻く低地にあります。国道116号バイパス建設に伴い平成2年に発掘調査を行った結果、完形の郡符木簡や「沼垂城」と記載された木簡が出土し、官衙関連遺跡として全国的にも注目されました。その後平成3年から5年の調査では、木簡や墨書土器など数多くの文字資料が出土しました。

郡の四等官の長官である「大領」や郡の具体的施設を表す「厨」などと記された墨書土器は、9世紀頃この遺跡が古志郡衙の郡庁の一角ないしは大領の館であったことを物語ります。そして「大家驛」と書かれた墨書土器の出土により、古代北陸道の駅家が遺跡付近に存在し、この遺跡が国府の出先機関や駅家などが併置された複合的な官衙であることが分かってきました。また物品の受け取り・請求の文書を示した木簡や貢進物の付札などから文書を活発にやり取りする9世紀古志郡の具体的な行政の様子が明らかになり、文書を入れて運ぶための文箱や文書を送る際宛名を書いて使用した封緘木簡の出土により、正式な作法による行政事務が地方にも浸透していたことが分かりました。



「沼垂城」の木簡

(写真提供 和島村教育委員会)



「大領」と記された墨書土器群 (写真提供 和島村教育委員会)

埋文にいがたNo. 36

発行(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団

〒956-0845 新津市金津93番地1 e-mail: maibun@coral.ocn.ne.jp

TEL (0250) 25-3981 FAX (0250) 25-3986

印刷(株)文久堂